### 民健康保険税納税通知 通知書の内容を でくばらい

参

を7月中旬に世帯主へ送付し

世帯の課税内容 ます。 記載しています 民健康保険税納税通知書」 して計算され、その内容は一 ありません。 支援金分、 今年度の税率の変更は 介護保険分と 医 療保 国 険

個人の課税内容/

国民健康保

者の所

得税の確定申告や住民

保険者及び特定同一世帯所属 擬制世帯主を含む世帯主、

税の申告を基に判定しますの

該当する世帯で申告して

7 者

険税個人賦課額明細書をご覧

健康保険の資格喪失届出 加入されている場合は、 中止され普通徴収となります 象者で今年度中に世帯主が75 納付する)と特別徴収 とに口座振替や納付書により 、職場の健康保険等に 国保年金課・両支所 特別徴収の対 の内訳が記載 特別徴収 (年金 『が必 国

歳となる場合は、

されています。

からの天引き)

**徴収方法**/普通徴収

(納期ご

り合計税額とは一

致しない

を超えているなどの事由によ

を行っていないこと、

限度額

くださ

61

ただし、

端数処理

合があります

その他

要です。

社グループに、

職場の

健

軽減割合の比較

十五 //火 百 3	古り比較	
軽減割合	変更前	変更後
7割	基礎控除額33万円 を超えない世帯	変更なし
5割	基 礎 控 除 額33万 円+24.5万円×(被 保険者数+特定同 一世帯所属者数) を超えない世帯	基礎控除額33万円+ <u>26万円</u> × (被保険者数+特定同一世帯 所属者数)を超えない世帯
2割	基 礎 控 除 額33万 円+45万円×(被 保険者数+特定同 一世帯所属者数) を超えない世帯	基礎控除額33万円+47万円× (被保険者数+特定同一世帯 所属者数)を超えない世帯

※擬制世帯主とは、国保の被保険者の属する世帯で、 その世帯主が国保 に加入していない場合でも、国保税の納税義務者は世帯主となり、 の世帯主を擬制世帯主といいます。特定同一世帯所属者とは、国民健 康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯 に属する方です

世帯の前年中の所得状況に のうえ届出してください 険証と国民健康保険 証 を持 11 申告してください ない方がいる場合

は、

必ず

した。

対象

次

のすべてに該当す

Ź

### その他の軽減措置

手続きは必要ありませんが

2割の軽減措置が受けられま

軽減を受けるための申請

より、

均等割の7割・5割

雇、 0 軽減の 国 成22年度より、 雇い止めなどによる離職 民 健 制 康保険税に 度が設けられ 倒 産 つ ゃ 解

拡大されました より、5割及び2割におい 必要です。 親族であった場合でも申告が がなかった場合や家族 左表のとおり軽減対象世帯! なお、 平成27年度 の扶養 ※収入

満であ いずれかの 用保険受給資格者証 格者証」をお持ちの方 の離職で、 コ 23 • 〇平成21年3月31日 1 ŋ ド 31 が 離職日現在65歳 方  $\frac{1}{1}$ 雇用保険受給 32 . • 33 12 0 34 理 21 由  $\bigcirc$ 以 0 雇 資 未 降 欄

算定方法/前年の 100分の 30として算定しま 給与所 得

せん 注意 証のうち、 ついては や緑色のラインがあるもの 軽減の対象となりま 雇用保険受給資格者 「雇用保険特例受給 上部にオレンジ色

象となりません 受給資格者証」についても があります などにより、 社の健康保険等) 資格者証」、 後の任意継続保険を除く会 国保以外の医療保険 「雇用保険高年 該当しない ○離職 の加入期間 場 日 退 以 対

■免除(全額免除・一部免除)申請 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定 額以下の場合に、保険料の納付が全額又は 部免除となります。一部免除については、 部納付保険料を納付しないと未納期間と なりますので、必ず納付してください。

### ■若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所 -定額以下の場合に、申請手続きをす ることにより、保険料の納付が猶予されま す(世帯主の所得は審査の対象外です)。

### 国民华金保险组の納付が困難を時は中間手続

所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが経済的に困難な場合には 本人の申請により保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります。 今年度の免除等の受付は、7月1日から開始され、平成27年7月分~平成28 年6月分までの期間を対象として、平成26年分の所得により審査します。

学生の場合、本人の所得が一定額以下の場合には保険料の納付が猶予される 「学生納付特例制度」を利用していただくことになります。

申込み/国保年金課年金担当・両支所福祉グループ

問い合わせ/大宮年金事務所(☎048-652-3399)・国保年金課年金担当(内線2437)

課・

両支所福祉グループ

者証を持参のうえ、

国保年

届出方法/雇用保険受給資格

# 民健康

問い合わせ /国保年金課保険担当(内線2652)・年金担当(内線2654)

## 民健康保険高齢受給

27年8月1日から使用できる 保険被保険者に対して、 70歳以上75歳未満の国民健康 康保険高齢受給者証 します 高齢受給者証の送付/国民健 「高齢証」)の一斉更新に伴い 齢証を7月中に送付 ( 以 下 平成

有効期限の切れた高齢証につ 日の前日までとなります 行する方は、 後期高齢者医療保険制度へ移 すが、それまでに75歳を迎え 効期限は平成28年7月31日で 有効期限 /新しい高齢証 75歳になる誕生 の有

いて

/国保年金課又は両支所

ただくか、

ご自身で断裁する

平成27年度(平

成26年中) 住民

税課税所得

145万円以上

145万円未満

145万円以上

145万円未満

福祉グループまで返却してい

民税課税所得を基に判定して 別表1のとおりです。 (平成26年中)の住

生年月日

昭和19年4月1日

以前に生まれた方

昭和19年4月2日

以降に生まれた方

●別表 1

高齢証に該当する

おり、

成 27 年 度

己負担の割合については、 医療費の負担割合/医療費自 などの処分をしてください

平

判定基準

3割負担となります。 被保険者が2人以上いる世帯 のうち、 高齢証該当者の負担割合も 一人でもいる場合、それ以外 3割負担の該当者が

不要です。 の負担割合となります。 民税課税所得145万円未満 表2の①~③に該当する方 45万円以上であっても、 の④に該当する方のみ申請 申請により、 住民税課税所得が 申請書類につい 別表1の住 別表 別 1

導入により、 様式となりました

• • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •
入額 控除額33万円)	負担割合 変更申請
	必要
た方を含めた	必要
	必要
\る世帯で、そ 賃等から基礎控	不要

●別表2					
	同一世帯の70歳以上 75歳未満の国保被保険者数	平成26年中の収入額 (④のみ総所得金額等-基礎控除額33万円)	負担割1 変更申記		
1	1人	収入383万円未満	必要		
2	1人	後期高齢者医療制度移行した方を含めた 収入合計が520万円未満	必要		
3	2人以上	収入合計が520万円未満	必要		
4		れた70歳以上の被保険者がいる世帯で、そ 未満の被保険者の総所得金額等から基礎控 合計が210万円以下	不要		

医療費の 自己負担割合

3割

1割

3割

2割

|国保年金課へ確認してくだ

高齢証が新し

高齢証の様式 /新システムの

と

認定証の申請窓口 滞納がないこと 国 保年金

ださい 帯にいると上位所得世帯と判 日冰以降に改めて申請が必要 認定証が必要な方は、7月22 期限は7月末です。 在利用している認定証の有効 既に認定証をお持ちの方 のうえ国保年金課へお越しく 定されますので、 で所得がなくても所得の申告 扶養家族 未申告の方が世 (16歳以上) 印鑑を持参 引き続き

を持参のうえ国保年金課

## 標準負担額減額認定証限度額適用認定証

負担限度額までとなります。 ます。「限度額適用認定証」 が高額になることが見込まれ を医療機関へ提示すると、医療 る方が入院した場合、 機関へ支払う一部負担金が自己 国民健康保険に加入してい 医療費

定証」 した際、 び低所得者Ⅰ・Ⅱの方が入院 れます。 また、住民税非課税世帯及 食事代の負担額が減額さ を医療機関へ提示する 「標準負担額減額認

交付要件/国民健康保険税に

課・両支所福祉グループ

高額療養費支給制度

6

支給されます。 えた金額が高額療養費として 部負担金(自己負担分)の月 請により自己負担限度額を超 額が高額になったときは、 る方が入院などで医療費の一 国民健康保険に加入して 申

対象/対象者には受診月の3 か月後に申請案内を通知しま の方とでは金額が異なりま 未満の方と70歳以上75歳未満 自己負担限度額 /年齢が70

以上) ため、 その他/所得区分を判定する 帯と判定されますので、 の申告が必要です。 が必要です。扶養家族 ください は国保年金課へお問い合わ 方が世帯にいると上位所得 によっても異なります。詳 また、前年の世帯の所 で所得がなくても所得 世帯全員の所得の把握 未申告 (16 歳